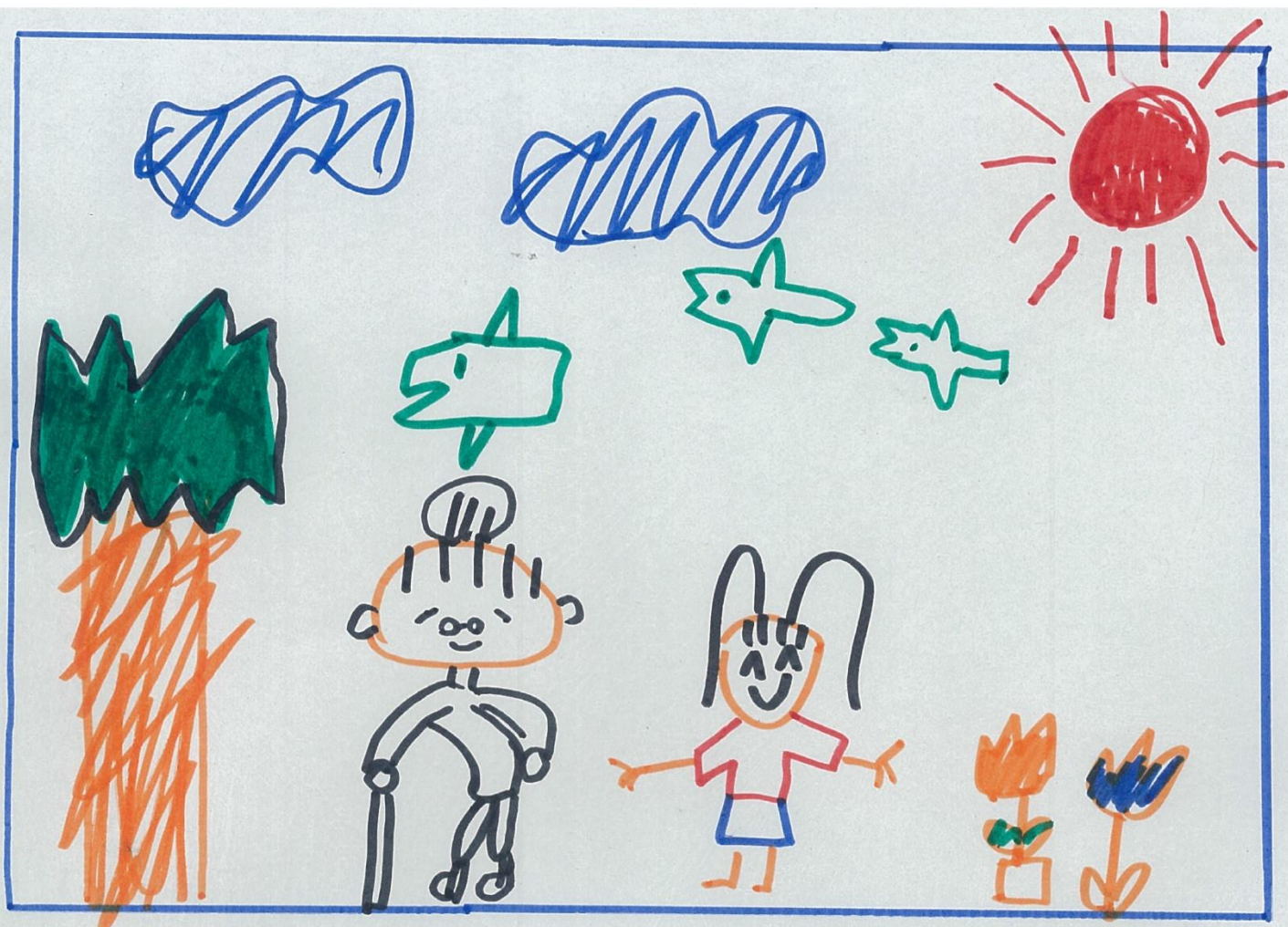




○が△にち

まゆいはいみせいん

ちとあきだよ。いは

ちとあきだよ。いは

いちら、てうをしか

たよ。

◎ 民生委員・児童委員 ～ 100周年～

民生委員・児童委員とは？

子どもからおじいちゃん・おばあちゃんまで地域で援助を必要としている人の相談に応じ、アドバイスや関係機関と連携しながら、その人に応じたサービスを提案する為の調整を行います！

また、民生委員は児童福祉法に基づき、児童委員も兼ねているので、子育てや児童に関する活動も行っています。

成年以上、75歳未満の者で、都道府県知事の推薦で委嘱されます。

主任児童委員とは？

児童福祉法に基づいて民生委員・児童委員の中から指名されます。

子どもや子育てに関する活動を専門に担当します！

例) 児相虐待の防止、学校との連携



活動内容

・訪問、相談・支援、地域福祉活動等、行事・会議等への参加協力などを行っています！

①訪問

障害(児)者、一人暮らしの高齢者の方などに見守り、声掛けなどを目的に訪問をします！

例) 一人暮らしの高齢者の方の安否確認、虐待のあった家庭の定期的な訪問

②相談・支援

さまざまな相談を受けて解決に向けて支援します！

例) 失業し生活に困っている方の生活相談を受けた

③地域福祉活動等

社会福祉協議会や関係機関・団体と協力して行う活動のこと！

例) 子育てサロンのチラシの作成

④行事・会議等への参加協力

民生委員・児童委員として出席をする会合や行事への参加！

例) 小学校の運動会や、地域のお祭りなどへの参加

民生委員・児童委員の活動から得られるもの

✓地域にとって

- ・地域とのつながりを得られる。
- ・身近な相談相手の存在に。
- ・一人一人のニーズに向き合ってくれる存在に。
- ・行政や福祉サービスとのパイプ役に。

✓民生委員・児童委員自身にとって

- ・地域とのつながりが得られる。
- ・社会貢献による充実感を得られる。

* 本資料は「民生委員・児童委員活動の見える化」プロジェクト
(大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課)の取組により
作成したものです。

